

土木工事施工管理基準新旧対照表

現行（平成30年版）	改定案（平成31年版）	改定理由
<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p></p> <p style="text-align: right; font-size: small;">施工箇所が点在する工事積算について追記</p>

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由				
編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	校番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合150m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2			
						法長θ	θ<5m -200 θ≥5m 法長-4%																	
					掘削工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2														
						平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2														
						平均値 個々の計測値	±50 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履掛子」を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2														ICT関連 面管理追加

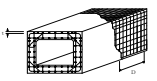
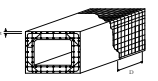
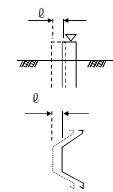
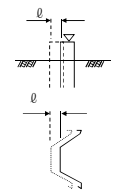
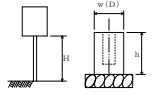
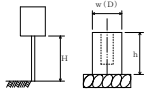
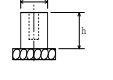
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所							
1	共通編	2	3	3	河川・海岸・砂防土工	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の特記事項。基準高は各法面で測定。	1-2-3-3	1	共通編	2	3	3	河川・海岸・砂防土工	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の特記事項。基準高は各法面で測定。	1-2-3-3					
						法長 θ	$\theta < 5m$ -100 $\theta \geq 5m$ 法長-2%																			
						幅 w_1, w_2	-100																			
						盛土工(面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領(土工編(案))、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「RT S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法解、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、傾斜方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-3																誤記修正
						天端	標高較差	-50	-150																	
						法面4割勾配	標高較差	-50	-170																	
						法面4割勾配(小段含む)	標高較差	-60	-170																	
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを示す。																				
1	共通編	2	3	4	河川・海岸・砂防土工	盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4	1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	1-2-3-4						
						厚さ t	-50																			
						控え長さ	設計値以上																			
1	共通編	2	3	5	河川・海岸・砂防土工	法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5	1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	1-2-3-5						
1	共通編	2	3	6	河川・海岸・砂防土工	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	1-2-3-6	1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。	1-2-3-6						
						幅 w	-100																			

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm											
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所としたし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所としたし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4												
						法長ℓ	ℓ<5m 法長-2%										ℓ≧5m 法長-2%	幅 w ₁ , w ₂					-100										
					路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法削、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法削、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	法面 (小段 含む)	標高較差	±80	±190	
厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中点で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。																															
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中点で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中点で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5												

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)														改定案 (平成31年版)														改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm							
1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編)標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける機については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート材料編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編)標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける機については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート材料編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4	諸基準の改定に伴う修正						
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上										かぶり t	±φかつ最小かぶり以上										
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4							
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上										
						変位 e	100										変位 e	100										
3	2	3	5		緑石工(緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-5	3	2	3	5		緑石工(緑石・アスカブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等先設方式を用いた出来形管理要領(補設工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化率で測定。		ICT関連追加							
3	2	3	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6	3	2	3	6		小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6							
						基礎	幅 w (D)										-30	基礎1基毎					幅 w (D)	-30				
							高さ h										-30							高さ h	-30			
根入れ長	設計値以上	根入れ長	設計値以上																									
3	2	3	7		防止柵工(立入防止柵)・転落(横断)防止柵(車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。	3-2-3-7	3	2	3	7		防止柵工(立入防止柵)・転落(横断)防止柵(車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7						
							高さ h	-30										高さ h	-30									
						パイプ取付高 H	+30 -20	パイプ取付高 H									+30 -20											







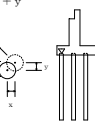
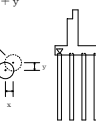
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22	3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22	
						高さ h	-30															
						長さ L	-30															
						段数	±0段															
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	用語の統一
						表面の凹凸	3															
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2															
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において横軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の3点		3-2-3-24	用語の統一
						車線方向各点 誤差の相対差	3															
						表面の凹凸	3															
						歯咬み合い部の高低差	2															
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2															
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5															
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2															
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	用語の統一
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3															
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法長ℓ	-200															
						延長L	-200															
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						厚さt	-0.2t															
						延長L	-200															
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m: -50 ℓ≥3m: -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長ℓ	ℓ<3m: -50 ℓ≥3m: -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						厚さt	-50															
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご特)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご特)	高さh	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						延長L1, L2	-200															

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm
3	2	3	28	1	プレキャストカルパート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	3	2	3	28	1	プレキャストカルパート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28	
						※幅 w	-50															
						※高さ h	-30															
						延長 L	-200															
3	2	3	29	1	側溝工 (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管架)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-29	ICT関連追加
						延長 L	-200															
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
						厚さ t_1, t_2	-20															
						幅 w	-30															
						高さ h_1, h_2	-30															
					延長 L	-200	1施工箇所毎															
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎		3-2-3-29	ICT関連追加
						幅 w_1, w_2	-50															
						深 さ h	-30															
						延長 L	-200															
3	2	3	30		集水樹工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30	3	2	3	30	集水樹工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30		
						※厚さ $t_1 \sim t_2$	-20															
						※幅 w_1, w_2	-30															
						※高さ h_1, h_2	-30															

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)														改定案 (平成31年版)														改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31		3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗膜終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31								
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (削ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t ₁ 、t ₂ 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-1		3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (削ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w 厚さ t ₁ 、t ₂ 延長 L	設計値以上 -30 各構造物の規格値による	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-1								
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-3		3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽ 幅 w 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 	3-2-4-3	ICT関連追加							
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-2-4-3		3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽ 延長 L	±30 -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 	3-2-4-3	ICT関連追加							
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽ 根 入 長 偏 心 量 d 傾 斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4		3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽ 根 入 長 偏 心 量 d 傾 斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4								

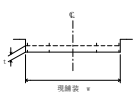
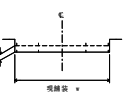
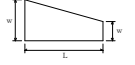
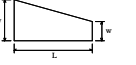
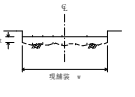
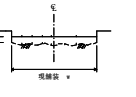
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-3-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-3	ICT関連追加
						法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100										法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100				
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50										厚さ(ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ(裏込) t_2	-50										厚さ(裏込) t_2	-50				
						延長L	-200										延長L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	ICT関連追加
						法長 θ	-100										法長 θ	-100				
						延長 L_1, L_2	-200										延長 L_1, L_2	-200				
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	ICT関連追加
						幅w	-100										幅w	-100				
						延長L	-200										延長L	-200				
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	ICT関連追加		
					法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100									法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100						
					厚さ(ブロック) t_1	-50									厚さ(ブロック) t_1	-50						
					厚さ(裏込) t_2	-50									厚さ(裏込) t_2	-50						
					延長L	-200									延長L	-200						
3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「TS等光設方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	ICT関連追加		
					法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100									法長 θ	$\theta < 3m$ -50 $\theta \geq 3m$ -100						
					厚さ(石積・張) t_1	-50									厚さ(石積・張) t_1	-50						
					厚さ(裏込) t_2	-50									厚さ(裏込) t_2	-50						
					延長L	-200									延長L	-200						

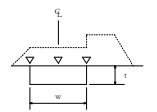
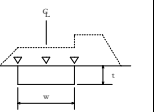
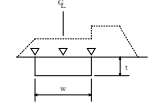
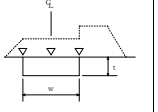
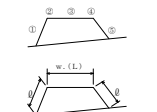
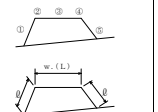
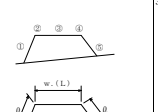
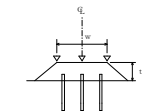
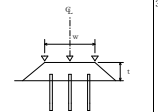
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種		測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	備 考											
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値(X ₁₀)													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値(X ₁₀)															
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下														
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に既縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上既縁の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の既端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に既縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上既縁の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の既端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に既縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリッパフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上既縁の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の既端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-25	—	コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下		コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下								コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下		コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(α)2.4mm以下 人力舗設の場合(α)3mm以下																		
						平坦性	—	—	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。								隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動型搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「DTS (ノンブラスム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動型搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「DTS (ノンブラスム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動型搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「DTS (ノンブラスム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	調記修正
						平坦性	—	—	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。								2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。																		
						目地段差	±2	±2	3. 計測は設計極員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。		3. 計測は設計極員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。								3. 計測は設計極員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。		3. 計測は設計極員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。																		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起して測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、着床及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						厚 さ	-45	-15	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。								隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																		
						幅	-50	—	5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。								5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。																		

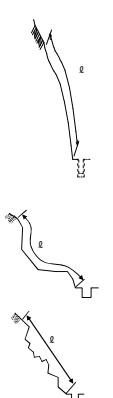
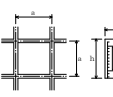
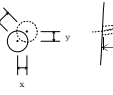
出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	測 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	測 要			
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)											個々の測定値 (X)					平均の測定値 (X ₀)		
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15	3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15			
							幅 w	-25											-	幅 w					-25	-
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16	3	2	6	16	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16				
							延長 L	-100										延長 L	-100							
							厚さ t	該当工種										厚さ t	該当工種							
						舗設工	幅 w	-25									舗設工	幅 w	-25							
							延長 L	-100										延長 L	-100							
							厚さ t	該当工種										厚さ t	該当工種							
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。		3-2-6-17	3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変更することが出来る。		3-2-6-17					
							幅 w											-25					幅 w	-25		
							延長 L											-100					延長 L	-100		
						平坦性	-										3m ² ×0.75m以下直線式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下	平坦性					-	3m ² ×0.75m以下直線式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下		
															3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンリニア方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	ICT関連追加 面管理追記
																					平坦性	-	3m ² ×0.75m以下直線式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由				
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm		
3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の間で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2	3	土木工事共通編	2	7	2	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の間で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。		3-2-7-2	ICT地盤改良を用いた場合の規定を追加		
						施工厚さ t	-50										施工厚さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						
3	土木工事共通編	2	7	3	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3	3	土木工事共通編	2	7	3	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3			
						置換厚さ t	-50										置換厚さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						
3	土木工事共通編	2	7	4	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w 、 (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法両で行う。		3-2-7-4	3	土木工事共通編	2	7	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w 、 (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法両で行う。		3-2-7-4		
						法 長 ℓ	-500											法 長 ℓ	-500					
						天端幅 w	-300											天端幅 w	-300					
						天端延長 L	-500											天端延長 L	-500					
										3	土木工事共通編	2	7	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。		3-2-7-4	地盤改良（ICT施工の場合）を追加		
																	法 長 ℓ	-500					法 長 ℓ	-500
																	天端幅 w	-300					天端幅 w	-300
																	天端延長 L	-500					天端延長 L	-500
3	土木工事共通編	2	7	5	パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5	3	土木工事共通編	2	7	5	パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5			
						厚 さ t	-50										厚 さ t	-50						
						幅 w	-100										幅 w	-100						
						延長 L	-200										延長 L	-200						

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年3月)										改定案 (平成31年版)										改定理由	
編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
3	2	14	3	共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	3-2-14-3	共通	共通	共通	共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm
						φ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3	φ<3m	-50						施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。	3-2-14-3			
						φ≧3m	-100			φ≧3m	-100										
						t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		t<5cm	-10						200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。				
						t≧5cm	-20			t≧5cm	-20										
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。															
延長 L				-200		1施工箇所毎				延長 L				-200		1施工箇所毎					
																					
3	2	14	4	共通	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	3-2-14-4	共通	共通	共通	共通	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm
						φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-4	φ<10m	-100						施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-4			
						φ≧10m	-200			φ≧10m	-200										
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		幅 w	-30						枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						高さ h	-30			高さ h	-30										
枠中心間隔 a				±100		1施工箇所毎				枠中心間隔 a				±100		1施工箇所毎					
延長 L				-200		1施工箇所毎				延長 L				-200		1施工箇所毎					
																					
3	2	14	4	共通	法枠工 (プレキャスト法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	3-2-14-4	共通	共通	共通	共通	法枠工 (プレキャスト法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm
						φ<10m	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-4	φ<10m	-100						施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-4			
						φ≧10m	-200			φ≧10m	-200										
延長 L				-200		1施工箇所毎				延長 L				-200		1施工箇所毎					
3	2	14	6	共通	アンカー工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	3-2-14-6	共通	共通	共通	共通	アンカー工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm
						削孔深さ φ	設計値以上	全数		削孔深さ φ	設計値以上						全数				
						配置誤差 d	100			配置誤差 d	100										
						せん孔方向 θ	±2.5度			せん孔方向 θ	±2.5度										
ただし、せん孔方向θは、設計値に準ずる。						ただし、せん孔方向θは、設計値に準ずる。															
																					

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年3月)														改定案 (平成31年版)														改定理由
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm					
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-4	7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 【T.S等実装方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)】の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		7-1-6-4	ICT関連追加				
							法長ℓ	ℓ<5m -100											ℓ×(-2%)									
							厚さ t	-50																				
							延長 L	-200																				
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-6-5	7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 【T.S等実装方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)】の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		7-1-6-5	ICT関連追加				
							法長ℓ	ℓ<3m -50											ℓ≥3m -100									
							厚さ t	t<100 -20											t≥100 -30									
							裏込材厚 t'	-50																				
							延長 L	-200																				
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-8-2	7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-8-2					
							幅 w	-50																				
							厚さ t	-10																				
							基礎厚 t'	-45																				
							延長 L	-200																				
7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-9-3	7	河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-1-9-3					
							幅 w ₁ , w ₂	-30																				
							高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50																				
							高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100																				
							延長 L	-200																				
7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		掃石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		7-2-4-4	7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		掃石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり 5点以上測定。		7-2-4-4					
							表面均し	±100																				
							荒均し	±500																				
							被覆均し	±300																				
							法長 ℓ	-100																				
							天端幅 w ₁	-100																				
							天端延長 L ₁	-200																				
7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5		掘出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-2-4-5	7	河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5		掘出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。		7-2-4-5					
							延長 L	-500																				

出来形管理基準新旧対照表

現行 (平成30年版)										改定案 (平成31年版)										改定理由			
編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	技番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm	
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-2-5-9	10	2	5	9			排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「TS等光学方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	10-2-5-9	ICT関連追加 管理方法の追記		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	10-2-5-9	10							延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	10-2-5-9			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4	10	2	7	4			踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	± 20	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4			
						各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4	10							各部の厚さ	± 20	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4			
						各部の長さ	± 30	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4	10							各部の長さ	± 30	1ヶ所/1踏掛版	10-2-7-4			
						(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20	全数	10-2-7-4							10	(ラバーシュー)	各部の長さ	± 20		全数	10-2-7-4
						(アンカーボルト)	厚さ	—	—	10-2-7-4							10	(アンカーボルト)	厚さ	—		—	10-2-7-4
						(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20	全数	10-2-7-4							10	(アンカーボルト)	中心のずれ	± 20		全数	10-2-7-4
10	2	9	4	1	大型構造物 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	10-2-9-4	10	2	9	4	1	大型構造物 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	10-2-9-4				
						高さ h	-30	—	10-2-9-4	10						高さ h	-30	—	10-2-9-4				
10	2	9	4	2	大型構造物 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4	10	2	9	4	2	大型構造物 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4				
									10-2-9-4	10									10-2-9-4				
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5	10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	10-2-12-5				
						延長 L	-200	接続部間毎で全数	10-2-12-5	10						延長 L	-200	接続部間毎で全数	10-2-12-5				
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5	10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	10-2-12-5				
						密厚さ $t_1 \sim t_4$	-20	—	10-2-12-5	10						密厚さ $t_1 \sim t_4$	-20	—	10-2-12-5				
						密幅 w_1, w_2	-30	—	10-2-12-5	10						密幅 w_1, w_2	-30	—	10-2-12-5				
						密高さ h_1, h_2	-30	—	10-2-12-5	10						密高さ h_1, h_2	-30	—	10-2-12-5				
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6	10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	10-2-12-6				
						高さ h	-30	—	10-2-12-6	10						高さ h	-30	—	10-2-12-6				

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)									改定案									改定理由			
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	(参考)
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~P194	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左			○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200		諸基準額の改定に伴う修正
	その他	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P725		その他	(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の品質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P821		諸基準額の改定に伴う修正
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	諸基準額の改定に伴う修正										
		単位水量測定	「レディミキストコンクリートの品質確保について」(「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運輸車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運輸車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運輸車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運輸車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	表記統一のための修正 規格値の修正										

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)									改定案												
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	改定理由
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○		4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	/	○			諸基準の改定に伴う修正
		その他	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェーム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○				その他	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェーム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○			諸基準の改定に伴う修正
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○				諸基準の改定に伴う修正
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑥その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10	5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤片ふくらみの差が鉄筋径(径の異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑥垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2017年) P6, 8, 9, 10, 55, 56, 85, 95	諸基準の改定に伴う修正			
		必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押接法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑤著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑥その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押接法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10			鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2017年) P8, 9, 10, 11	諸基準の改定に伴う修正									

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由				
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	(参 考)				
																						12	転圧コンクリート	材料 その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)
19	吹付工	材料 必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左				[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71	19	吹付工	材料 必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左						[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会 P57, P71			諸基準額の改定に伴う修正
		材料 その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725		材料 その他 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P821			諸基準額の改定に伴う修正	
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203			諸基準額の改定に伴う修正		

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)									改定案									改定理由				
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)		
19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P69	19	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P310 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P69			試験方法の修正
20	現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71	20	現場吹付法特工	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71			諸基準額の改定に伴う修正
		その他	必須	JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	回収水の場合：JIS A 5308附属書C 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P725			その他	必須	JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	回収水の場合：JIS A 5308附属書C 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規格編 (JIS規格集) P821			諸基準額の改定に伴う修正	
	施工	その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-F502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71		施工	その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」 原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に行われる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-F502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203 のり枠工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(一社)全国特定法面保護協会 P57, P71			諸基準額の改定に伴う修正		

品質管理基準新旧対照表

工 程	種 別	現 行 (平成30年3月)							工 程	種 別	改 定 案							改 定 理 由				
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認			適用基準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認	適用基準	(参考)	
26	コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200		諸基準類の改定に伴う修正			
			その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P225			その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P821	諸基準類の改定に伴う修正
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下			コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、河渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203
		単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)		単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以下の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	表記統一のため修正 規格値の修正							

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由			
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)			
27 薄工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	27 薄工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200			諸基準類の改定に伴う修正	
			その他	純混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192				その他	純混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規格集 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正
			施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。				「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m3以内で安定するまでとは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)		表記統一のため修正 規格値の修正
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C 502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203			諸基準類の改定に伴う修正				
			施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211			ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216			ひび割れ発生状況の調査基準を追記				
28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	28 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P37, P68, P199~P200			諸基準類の改定に伴う修正	
			その他	純混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192				その他	純混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198	[2018年制定]コンクリート標準示方書 規格集 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)										改定案										改定理由	
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準		(参考)
28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 標準編 (JIS規格集) P725	28 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリート」を使用する場合は除く)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198 [2018年制定]コンクリート標準示方書 標準編 (JIS規格集) P821		諸基準類の改定に伴う修正
			引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	36 溶接工				施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状: JIS Z 3121 1号 試験片の個数: 2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
36 溶接工	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-G502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198~199	36 溶接工	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-G502-2013, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		[2017年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P203		諸基準類の改定に伴う修正
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSC F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7-3本、φ28-3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCC-G502, 503)または設計図書の規定により行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準示方書【山岳工法編】・同解説 2006 P237	36 溶接工				施工	必須	引張試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成24年3月 P459, 460		
36 溶接工	施工	必須	衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	36 溶接工	施工	必須	衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P535, 536	○	諸基準類の改定に伴う修正			
			非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数: 試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験一技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478				36 溶接工	施工	必須	非破壊試験: 開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の形状: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P536, 549, 559	○	諸基準類の改定に伴う修正
36 溶接工	施工	必須	マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460	36 溶接工	施工	必須	マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 平成29年11月 P535, 536, 537	○	諸基準類の改定に伴う修正		

品質管理基準新旧対照表

現行(平成30年3月)								改定案								改定理由								
工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試 験 成 績 表 等 による 確 認	適 用 基 準	(参 考)		改 定 理 由		
36 溶接工	施 工	必 須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいずれの寸法も、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3」が参考になる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477	36 溶接工	施 工	必 須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいずれの寸法も、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 平成29年11月 P561, 566, 567, 568				諸基準類の改定に伴う修正			
			外観検査(割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	外観検査(割れ)			・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 平成29年11月 P549			諸基準類の改定に伴う修正					
			外観形状検査(ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ溶接手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	新面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	外観形状検査(ビード表面のビット)			・目視及びノギス等による計測	新面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 平成29年11月 P549, 550			諸基準類の改定に伴う修正						
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H4.3」が参考になる。	「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	外観形状検査(アンダーカット)				「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 平成29年11月 P550			諸基準類の改定に伴う修正							
			外観形状検査(アーグスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内には納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	外観形状検査(アーグスタッド)	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内には納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。				道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 鋼部材編 平成29年11月 P551			諸基準類の改定に伴う修正								
									37. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(マラム)を造成する工法には適用しない	材 料	必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。							積算基準に記載された新規工種について新規追加	
												土の液性限界試験	JIS G 0191											
												テーパーフロー試験	JIS R 5201											
												土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216											
												土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。									
												土の粒度試験	JIS A 1204											
												土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205											
												土の一軸圧縮試験	JIS A 1216											
												土の圧密試験	JIS A 1217											
												土熱潮液のpH試験	JIS G 0211											
												土の強度減量試験	JIS G 0221											
												深度方向の品質確認(均質性)		試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。							
												土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	1,000m3~4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。								